

- 公開時期：平成29年6月26日（月）午後～
- 公開場所：e-Gov（電子政府の総合窓口） URL：<http://www.e-gov.go.jp/>
- 公開内容：憲法、法律、政令、府省令、規則（約8,000法令）のH29.4.1時点の現行条文及び未施行の条文を提供

「法令データがより使いやすく、より身近に」

○二次利用が容易なオープンデータとして提供（→詳細は次頁以降）

- ・ 法令データをXML形式で提供（「法令標準XMLスキーマ」により「文法」を定義し、機械判読可能なデータを提供）
- ・ 同時に、二次利用をしやすいするためのAPIや、バルク機能（XML一括ダウンロード機能）も提供
- ・ これにより、独自の法令DBをもたない中小の企業等も、e-Govの法令データを利用して、様々なアプリ開発が可能に

○新たにe-Govで公開する法令データ

- ・ e-LAWS（法制執務業務支援システム）上で各府省が確認を行ったデータ ※ 1
- ・ 公布後、確認ができたデータから随時掲載予定 ※ 2
- ・ 時点を指定することで未施行の改正が溶け込んだ条文を検索可能
施行日の到来により、未施行の改正内容が自動的に溶け込み
- ・ 10,000以上の図表・様式等を新たに提供

※ 1 法令データが官報で掲載された内容と異なる場合には、官報が優先します。

※ 2 法令の公布後、「e-Gov法令検索」の法令データの更新までは、
入力作業のためのタイムラグが生じます。

公開時の法令数内訳

法令種別	数
憲 法	1法令
法 律	全1,954法令
政 令	全2,098法令
勅 令	全72法令
太政官布告・達	全10法令
閣令・府令・省令	全3,698法令
規則（行政機関の発する規則）	全363法令
計	全8,196法令

二次利用が容易なオープンデータでの提供

二次利用が容易な形式（XML）で、法令データを提供
さらに、バルクデータ及びAPIの提供により、利用者が必要な法令データを容易に入手可能



【29.4.1時点の全法令】
e-LAWS法令データ
(各府省が確認したデータ)



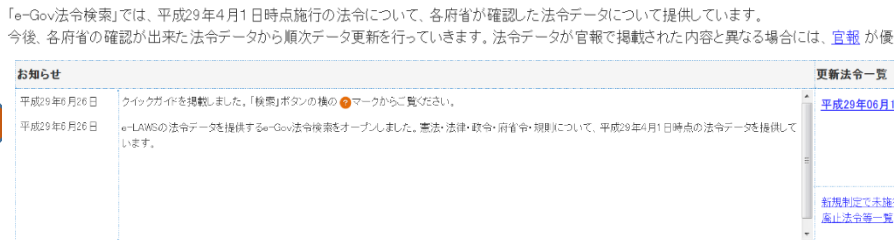
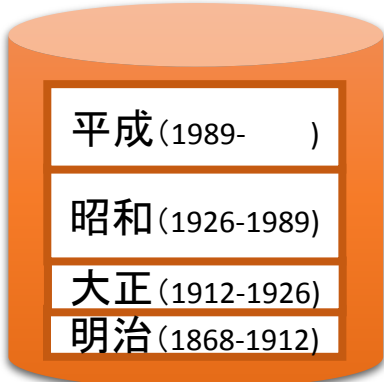
公開場所：e-Gov（電子政府の総合窓口）

URL：<http://www.e-gov.go.jp/>



最初にお読みください ① 法令データAPIの仕様公開 ② 法令データ(公布年ごと)の一括ダウンロード

憲法、法律、政令、府省令、規則等の現行8000法令について、二次利用を可能とするため法令構造を定義したXML形式でデータ提供



①API

外部アプリケーションから直接、法令データを入手できるAPIを提供することにより、必要な法令データを容易に入手可能

②バルクデータ

(XMLを束ねた一塊のデータ)
約8000法令の全てのデータを10年単位で約10分割することにより、10回のアクセスで全法令データを入手可能



法令の条文

様式

XML形式で提供する法令データに加え、府省令・規則等で定めている登録申請様式等を、PDFデータで新たに提供（約10,000ファイル）

検索方法などの
クイックガイドを掲載

二次利用の例

・マイ六法

（自分の業務等に必要な法令データだけを集めた法令集）

・官報、英文法令、条例等他のデータとの連携

・研究用途として活用

構文解析

定義語抽出（目的、罰則規定等）

条文内容の履歴解析 等

e-Govで二次利用しやすい法令データ(XML形式)を提供



単純な文字列としての提供。
意味情報(法令の題名、条見出し、**条文**の
本文)が付与(=タグ付け)されていない。

(例) 法令データを二次利用し、特定のレイアウトで表示したい場合、1 法令ごとに条文を見て
改行、インデント処理、スペース削除
など人為的な編集・加工が必要。



二次利用に適したデータ形式を採用。
法令データに意味情報(法令の題名、条見出し、条文の本文)が付与(=タグ付け)されている。

(例) 特定のレイアウトで表示したい場合、一度レイアウト設定を作成すれば、1法令ごとに改行等を設定しなくても同じレイアウトで表示することが可能。

目次 改正履歴

昭和二十三年法
国家行政
(目的)
第一条 この法
国家行政組織を
(組織の構成
第二条 国家行
なければなら
2 国の行政機
して、行政機
(行政機関の
第三条 国の行
2 行政組織の
3 省は、内閣
し、委員会及
4 第二項の国
第四条 前条の
(行政機関の

```
<?xml version="1.0" encoding="UTF-8"?>
<!DOCTYPE Law SYSTEM "jstatute.dtd" PUBLIC "-//JALII//DTD J-STATUTE 1.0//EN">
- <Law Year="23" Num="120" LawType="Act" Lang="ja" Era="Showa">
  <LawNum>昭和二十三年法律第二十号</LawNum>
  - <LawBody>
    <LawTitle>国家行政組織法</LawTitle>
    - <MainProvision>
      - <Article Num="1">
        <ArticleCaption>(目的)</ArticleCaption>
        <ArticleTitle>第一条</ArticleTitle>
        - <Paragraph Num="1">
          <ParagraphNum/>
          - <ParagraphSentence>
            <Sentence>この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のものを
              整えることを目的とする。</Sentence>
          </ParagraphSentence>
        </Paragraph>
      </Article>
      - <Article Num="2">
        <ArticleCaption>(組織の構成)</ArticleCaption>
        <ArticleTitle>第二条</ArticleTitle>
        - <Paragraph Num="1">
          <ParagraphNum/>
          - <ParagraphSentence>
            <Sentence>国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務
              ない。</Sentence>
          </ParagraphSentence>
        </Paragraph>
        - <Paragraph Num="2">
          <ParagraphNum>2</ParagraphNum>
          - <ParagraphSentence>
            <Sentence Num="1">国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策につ
```

**e-Govの法令データを活用すれば、
法令の題名のリスト化や条見出しの検索等が簡単に可能に**

民間の力を活用して、正確な法令データがより身近に

二次利用可能なデータ形式（XML）を外部から利用しやすくするためのAPI※を総務省が提供
今後、国民の様々なニーズに合わせた民間でのアプリの開発・提供が充実すれば、法令の利用が進むことが期待されます。

※API…外部アプリケーションを介して、必要な法令データを直接入手できる機能

✓ 便利な法令検索アプリサービス

授業中や出張先でも、
法令を便利に検索・閲覧できる、
安価な携帯アプリがほしいなあ



自分専用の法令集の作成・
編集や、検索・アクセスラン
キング上位の話題の法令等の
表示など

✓ 分野ごとの法体系の可視化

不動産や環境保護に関
する最新の関係法令一
覧と解説をまとめたサ
イトがあったら利用した
いなあ



特定の分野について、法令の親
子関係（法律－政令－府省令
等）が相互にリンクした逐条解
説やガイドブックの作成など

✓ 法令を対象とした研究

ある法律の変遷を条
ごとにツリー図にして、
政治との関係を研究
したいなあ



特定の法令あるいは全法令につ
いて、世代や構造を管理し、既
存の法令体系や最近の立法の
動向の分析など

法令XMLの活用例：特定分野の関係法令集（マイ六法の編集イメージ）



国家行政組織法
(昭和二十三年法律第二十号)
施行日：平成二十八年四月一日
最終更新：基準日

XML形式ダウンロード

目次 改正履歴

第一条（目的）
第二条（組織の）
第三条（行政の）
第四条（行政の）
第五条（行政の）
第六条（行政の）
第七条（内部の）
第八条（審議の）
第九条（地方の）
第十条（行政の）
第十一条

昭和二十三年法律第二十号
国家行政組織法
(目的)
第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。
(組織の構成)
第二条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。
2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び

e-Govから
必要な法令XMLを
ダウンロード

必要な法律のXMLを
個別にダウンロード



あるいは

APIの活用により、
一定の条件を満たす
法令のXMLの一括
ダウンロードも可能
(例：行政組織関係の法令)



ダウンロードしたXMLをローカルディスクに
保存すると、オフラインでも検索が可能

このデータ一式を
CD-ROM等媒体に格納
→関係法令集CD-ROM
(検索機能付)



国家行政組織法

全文検索・表示

国家行政組織法
昭和二十三年七月十日法律第二十号

第一条（目的）
第1項
第二条（組織の構成）
第1項
第2項
第三条（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）
第1項
第2項
第3項
第4項
第四条（行政機関の長）
第1項
第2項
第3項
第4項
第五条（行政機関の長）
第1項
第2項
第3項
第4項
第六条（審議等機関）
第1項
第2項
第3項
第4項
第七条（地方支分部局）
第1項
第2項
第3項
第4項
第八条（行政機関の長の権限）

国家行政組織法
昭和二十三年七月十日法律第二十号

(目的)
第一条 この法律は、内閣の統轄の下における行政機関で内閣府以外のもの（以下「国の行政機関」という。）の組織の基準を定め、もつて国の行政事務の能率的な遂行のために必要な国家行政組織を整えることを目的とする。
(組織の構成)
第二条 国家行政組織は、内閣の統轄の下に、内閣府の組織とともに、任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。
2 国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。
内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする。
(行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務)
第三条 国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする。
2 行政機関のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。
3 省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。
4 第二項の国の行政機関として置かれるものは、別表第一にこれを掲げる。

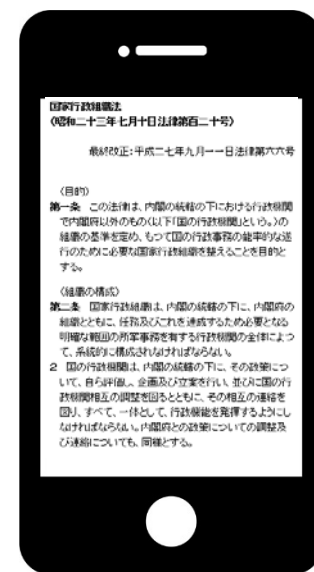
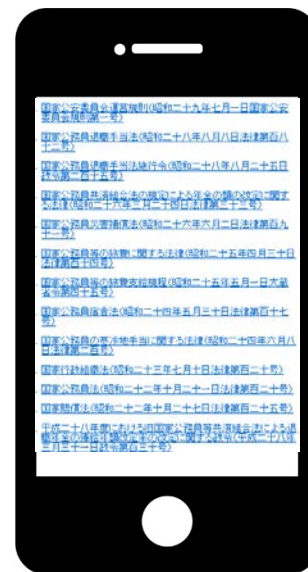
- ✓ 特定分野の関係法令集が容易に作成可能（CDでの保存・共有も可能）
- ✓ 法令XMLをローカルディスクに保存することで、オフラインでも検索が可能

今後想定される活用例：法令を容易に検索閲覧可能なスマートフォンアプリ



法令XML

e-Govでは提供できない
法令検索の機能も、
民間サービスの充実で、
国民にとってもっと使いやすく。



【e-Gov法令データを活用した便利機能の例】

- ・他の法令情報（官報、条例等）とリンク
- ・複雑な法令検索
- ・利用者の「お気に入り法令」の登録

e-Govの法令データを利用すれば、便利な機能を搭載したスマホアプリ等の開発も可能